

通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ（第6回）

令和7年6月6日

【鎮目主査】 おはようございます。本日は皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ第6回会合を開催いたします。

なお、本日の会議は公開されており、オンラインで傍聴者も入っております。

では、本日の議題に入ります。本日は2部構成で行います。前半パートでは、警察庁より、犯罪捜査の観点から、通信ログ保存の必要性に関する報告をしていただき、同報告に対する質疑応答を行います。後半パートでは、長瀬弁護士、高橋弁護士より、発信者情報開示請求を担当しているお立場から、通信ログ保存の必要性に関する報告をしていただき、同報告に対する質疑応答を行います。

それでは、まず、警察庁様より御報告をお願いいたします。

【警察庁】 警察庁でございます。

警察庁刑事局捜査支援分析管理官付理事官の中山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、サイバー空間における事後追跡上の障害に関する実態調査と題しまして、今、スライド、画面のほうを投影させていただいているものに沿いまして、御説明をさせていただきます。

まず、調査の概要についてでございます。サイバー空間における事後追跡上の障害について実態を把握するため、令和6年中に都道府県警察が捜査した事件について調査を実施いたしました。

集計対象は、実行行為のほか、実行犯の募集、被疑者間の連絡等にインターネットが用いられた被疑事件のうち、未検挙であるものとなります。

3ページ目は、事後追跡上の障害の種別とその罪種について示したものとなっております。事後追跡上の障害687件のうち、この種別について、海外案件であることが最多の30.3%、次いでログ等の不存在で22.3%でございました。

続きまして、右の円グラフでございますけれども、罪種としましては、不正アクセス禁止法違反で37.3%、次いで詐欺で29.1%となっております。

4 ページ目は、不存在であったログ等のデータの種別と、そのうちの通信履歴（ログ）の内訳を示したものとなっております。ログ等の不存在による障害153件のうち、通信履歴（ログ）の不存在は74件、その内訳は、ログイン情報（認証ログ）が最多、次いでアクセスログとなっております。

5 ページ目は、事件発生から事業者に対する通信履歴の照会等までに要した期間を示したグラフとなっております。通信履歴の不存在による障害74件のうち、事件発生から照会等までの期間は、1年6か月未満が73件、下のグラフは、棒グラフが期間別の割合、折れ線グラフが累計の割合を示しています。74件のうち、例えば、事件発生から照会等までが1か月未満であるものの割合が21.6%となっております。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインでは、通信の秘密への配慮から、業務遂行上必要な場合に限って通信履歴を記録することを認めており、その場合、一般に6か月程度の保存は認められ、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容されとの解説がなされているところでございます。

事件発生から、ガイドラインの解説による標準である6か月に満たないで照会等を行ったものは、赤枠となりますけれども62.2%、ガイドラインの解説による最長である1年に満たないものは、緑の枠でございますが90.5%、こうした数字でございました。

次いで考察でございます。今回の調査の結果から、実効性のあるルールの下で、通信履歴が1年6か月保存されていれば、ログの不存在を原因とした捜査上の障害をおおむね解消できると思料されるところと考えております。

御案内のとおり、既存のガイドラインでは一般に6か月程度、業務上の必要性があれば1年程度、通信履歴の保存が許容されるとされているものの、現状では、実効性と保存期間の点に課題があると考えております。警察庁としましては、捜査における事後追跡上の障害を解消するため、通信履歴の保存期間を適切に長くするとともに、任意的なものではなく、実効的なルールを定めていただきたいと考えております。

なお、ログの保存は、捜査上の観点のみならず、名誉毀損等の民事上の係争の観点からも必要とされているものであり、市場の健全性の確保の点から、まさに通信事業行政として検討されるべき論点であるというふうに考えております。

警察庁からの発表は以上でございます。ありがとうございました。

【鎮目主査】 警察庁、中山様、ありがとうございました。

では、ただいまの御説明について御質問等ございますでしょうか。御質問のある方は、

チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただけますと、大変助かります。

梅本構成員、御質問ですね、よろしくお願いいたします。

【梅本構成員】 弁護士の方です。御説明どうもありがとうございます。

私から3点ほど確認したいんですけども、1点目は、2ページ目の集計対象のところなんですけど、これ見ると集計対象に、実行行為以外にも、実行犯の募集とか、あと被疑者間の連絡等にインターネットが用いられた被疑事件を対象にしているということで、その被疑者間の連絡等に用いられた事件まで含めるとかなり母数として大きくなるんじゃないかと思うんですけども、次のページで、そのうちの687件に事後追跡上の障害があったというのは分かるんですけど、大体その母数としてはどの程度の規模感なのか、教えていただけるとありがたいです。

2点目が、2ページ目の同じく集計対象のところなんですけども、こちらは未検挙のものを集計されたということなんですけど、ほかの手段で捜査をして、ログがなくても検挙できたりする事案だとか、あとは仮にログが取得できたとしても総合的な判断で検挙はしないというケースなどもあるかと思うんですけども、この集計されたものは、ログが取得できなかったことと未検挙との間に直接的な因果関係があり、ログがなかったから検挙できなかったというものなのか、それともそうではなく、単にログがなかった事件で未検挙の事件ということなのか、その辺り念のため確認させてください。

3点目が、4ページ目なんですけども、ここで不存在であったデータの内訳と、そのログの内訳が書いてあるんですけど、これは、どういうサービスプロバイダに対して照会とか差押えをかけたのかという内訳のデータはありますでしょうか。具体的には、プロバイダには大きく分けてコンテンツプロバイダとアクセスプロバイダがいるわけなんですけども、それぞれちょっと保存の状況とかも違っていると思うので、もしその内訳、プロバイダ別の内訳に関するデータがあれば教えていただきたいということでございます。

すみません、長くなりましたが、3点、以上でございます。

【警察庁】 ありがとうございます。少々お待ちください。——大変お待たせいたしました。

まず、1点目の、母数の関係につきましては、分からない状況でございます。

2点目の、未検挙であった理由として、ログの不保存が直接の原因になったというところなんですけども、ログがなかったことが事後追跡上の障害となったものを集計していますが、ログの不保存と検挙に至らなかったこととに因果関係があるかどうかは不明でござ

ざいます。

あとは、プロバイダの内訳でございますけれども、調査自体は県のほうで調査はしているものの、まだ詳細を示すには検討が必要というような状況となっております。よろしいでしょうか。

【鎮目主査】 中山様、ありがとうございます。

1点目の全体の母数が不明という点ですが、これは若干お時間があれば、示していただくということは可能ですか。

【警察庁】 少々お待ちください。——お待たせをいたしました。今回の調査で分かった範囲としましては、検挙した事件を含め全体では723事件でございます。

【鎮目主査】 723事件。そのうち、ログ等の不存在による障害が153件ということですね。

【警察庁】 ただし、今回の集計対象は未検挙であったものです。

【鎮目主査】 分かりました。

3点目の、CPかAPかという、その辺りの整理について、これは1週間とかそのぐらいでお調べいただく、整理していただくというのはちょっと難しいような状況でしょうか。

【警察庁】 すみません、もう一度お願いします。

【鎮目主査】 3点目の御質問で、どういうサービスプロバイダに照会をかけたのかと。その内訳が県警のほうから話も上がってきてないというか、そういうお話と理解いたしましたが、これは、ちょっと短期的に内訳を事務局のほうに送っていただくというようなことは、少し難しいと考えてもよろしいですか。

【警察庁】 少々お待ちください。——大変お待たせいたしました。材料としてはございますので、ちょっとその検討に多少時間は要すると思われましますけれども……。

【鎮目主査】 そうですか。もし、可能であれば6月12日くらいをめどに事務局に送っていただけると大変ありがたいのですが。

【警察庁】 どこまでお出しできるかというところを含め、検討いたします。

【鎮目主査】 分かりました。じゃあ、この件については事務局、警察庁様との調整をお願いいたします。

梅本構成員、今の警察庁さんからの御回答、いかがでしょうか。

【梅本構成員】 ありがとうございます。

1点目については、母数が723事件というふうに伺いました。ただ、そうすると、3ペー

ジ目では、635事件、687件について障害があったということなんで、かなり、ほとんどとか大部分に障害があるということになるんですけど、本当に母数が723事件ということとでよいのか、念のために確認させてください。

【鎮目主査】 中山様、お願いします。

【警察庁】 我々の調査の中では、全体としては723事件が上がってきておりまして、そのこの調査にもし上がってこなかった場合には見えてきてない数字はもしかしたらあるかもしれないんですけども、調査の中で把握したのは723事件でございます。

【梅本構成員】 ありがとうございます。すみません、調査とされたのは2ページ目の集計対象の事件だと思うので、この事件があるかというふうに都道府県警に聞いていただいて、出てきたのが723件ということですかね。要するに、障害があったものに限らず、インターネットがこの実行行為、募集、連絡等に用いられた被疑事件で、未検挙のものがどれぐらいあるかというのを聞いたのではなくて、あくまでこれに該当するものを聞いたということでもいいですかね。

【警察庁】 そうですね、こちらに該当するものを調査して返ってきた数値というのが先ほどの723事件でございます。

【梅本構成員】 ありがとうございます。ちょっとしつこくて申し訳ないです。ただ、次のページに635事件について障害があったということなので、障害がなかったのは、じゃあ本当にこの90件ぐらいということでもいいですかね。

【警察庁】 少し説明のほうが不足していたかもしれないんですけども、723事件、今回調査をした対象というのが、全部の事件の中でこの、事後追跡上の障害により捜査に支障を来したものであるというのが一つ、くくりとして、条件として加えておりますので、そうした条件をつけた上での数値となっております。

【梅本構成員】 ありがとうございます。そうすると当然ですけども、障害がなかったものはもっと多数あると。多くに障害がないということかと思うんですけど、そっちの数字はお持ちでないということですかね。

【警察庁】 今回、はい、そちらの全体像については、今持ち合わせていないというところでございます。

【梅本構成員】 すみません、何度もありがとうございました。分かりました。

【鎮目主査】 ありがとうございます。

それでは、引き続き、小林構成員から御質問ということですので、小林構成員、よろし

くお願いいたします。

【小林構成員】 弁護士的小林です。本日、お忙しい中、御説明賜りましてありがとうございました。

私からも何点かお伺いできればと思うんですけれども、すみません、今、直前で梅本構成員とやり取りしていただいていたところですが、私ちょっと最後のほう、理解が追いつかなかったのかもしれないんですけれども、この723件が、その支障を来したものという条件をつけた上での723なのだとすると、今、表示いただいている、この3ページの冒頭の635事件についてというところの数字は、723という数字とどういう関係に立つのかというところが最後分からなくなってしまっ

すみません、私の質問を別に用意していたのですけれども、その前に1件、ここだけまず、お伺いできればと思います。

【警察庁】 ありがとうございます。この635事件というのが、723事件のうちの未検挙であった事件の数となっております。

【小林構成員】 承知いたしました。ありがとうございます。一旦理解できました。

すみません、その上で何点かお伺いできればと思うんですけれども、今、表示いただいているページなのですが、ログ等の不存在的ところが22.3%というふうに記載されているかと思います。このログ等の不存在的というのと、あるいは海外案件ですとか、他人から入手した機器ですとか、これらのファクターというのはそれぞれ両立し得るものなのかなということのをちょっと思っておりまして、例えば、このログ等の不存在的の中に、ログ等の不存在的かつ海外案件といったものですとか、そういった、ほかの障害も同時に発生しているものは含まれていないというふうに理解してよろしいでしょうか、というのが1点目になります。

その上で、4枚目の、次のスライドをお願いしたいんですけれども、上の枠内の1つ目の四角のところの、注が書かれているかと思います。ログ等の不存在的の説明として、照会、保全要請と書かれていて、末尾のところに「保存期間を超過又は保存していないもの」というふうに記載いただいております、このログ等の不存在的というもののの中にはそもそも保存されていないというものが一定数含まれているのかなというふうに理解しております。ログの保存期間を経過してしまったもののほかに、そもそも保存されていないものが含まれるとすると、その割合といいますか、どの程度がそもそも保存されていない情報であるのかというところ、もし数字をお持ちであれば御教示いただければというふうに思ってお

ります。今のが2点目となります。

3点目が、同じスライドなんですけれども、上の枠の2つ目の四角の中の「通信履歴（ログ）の不存在は74件（33.0%）」というふうに記載いただいているのですが、こちらの33.0%というのがどちらに対する33.0%なのかというところをお伺いできればと思います。

そして、すみません、ちょっと多くなってきており恐縮ですけれども、同じスライドの右側の円グラフがあるかと思うのですが、ログの内訳として、ログイン情報（認証ログ）とアクセスログの2つ挙げていただいているのですけれども、これはそれぞれ、どういった意味で用いられているかというのを、単純に定義の問題なんですけど、どのような情報を指してこのように記載いただいているかというところを御教示いただければと思います。

あと、すみません、次のページになるんですけれども、棒グラフを書いていた資料があったかと思います。こちらなのですが、冒頭の2ページのところにもちょっと関わるかと思うのですけれども、今回、実行行為のほか、被疑者間の連絡等にも用いられたものを対象としているというところで、グラフ上のこの1か月未満、あるいは1か月以上3か月未満といった記載、もろもろありますけれども、こちらは事件発生を起点としているというところで、ログの保存期間の起算点とは必ずしも一致していないというふうに理解いたしましたけれども、そのような理解でよろしいかというところです。

すみません。ちょっと多くなってしまいましたけれども、以上、確認させていただければ幸いです。

【鎮目主査】 中山様、5点ありますので、よろしくお願いいたします。

【警察庁】 ありがとうございます。ちょっと順番前後するかもしれませんが。

まずは、こちらのログ等の不存在で、海外案件のものと両立し得るものがあるのではないかといいところなんですけれども、今回、都道府県警察に対する調査の中では、そうしたものは複数回答を求めているものでございますので、両方に計上されているというものとなってございます。

続きまして、こちらの枠囲みの米印の「保存期間を超過又は保存していないもの」の数、保存していないもの、そもそも保存していないものがどれぐらいあるのかというところについては、今ここでお示しできる数値はないんですけれども、県警への調査の結果、ここは場合により出せる可能性もありますので、そちらのほうは引き続き調査をさせていただきたいと考えております。

続きまして、何に対する33.0%なのか、こちらのほうが、この資料上も少し説明のほう

が不足していた部分もございまして、改めて整理をさせていただいて、お示しさせていただく形でよろしいでしょうか。少し丁寧に表現されていなかったかなというところがございます。あとは、こちらの棒グラフの関係で、事件発生から照会等までの期間の内訳というところで、1か月未満等の期間がございますけれども、このログ保存の起算点ではないというのは、それはその御理解でございますので、よろしくお願いいたします。

あと、ほかに、すみません。

【鎮目主査】 4 ページ目のアクセスログとログイン情報の定義です。

【警察庁】 はい、こちらですね。まず、アクセスログとログイン情報、認証ログですが、一般的に、コンテンツ、アクセスログにつきましては、例えばこの、掲示板への書き込みをした場合の、どのようなサービスを利用する環境にあったかとか、当該書き込みを行ったかというのをログから確認をしますけれども、そうしたアクセスログと、あとはそのサービス自体への接続する際の、ログインする際の認証のログということで、そうしたくくりで、合わせてやって集計をしております。

【警察庁】 はい、こちらですね。まず、アクセスログとログイン情報、認証ログですが、アクセスログにつきましては、例えば、掲示板への書き込みをした場合、どのようなサービスを利用する環境にあったかとか、当該書き込みを行ったかというのをログから確認をしますけれども、そうしたログ、あとは、そのサービス自体への接続する際の、ログインする際の認証のログということで、そうしたくくりで、合わせてやって集計をしております。

【鎮目主査】 ありがとうございます。

先ほど複数、2 点目と 3 点目の御質問に関係しているんですかね、二重で計上されている可能性もあるというお話がありましたが、小林構成員の 1 点目の御質問の、ログ等の不存在であり、なおかつ海外案件の組合せはあり得るのかみたいな、これに関しても複数回答を求めているので、これは687件のうち、ログ等の不存在と海外案件の割合を示していると考え、そうするとこれ、複数回答の場合、母数がどうなるのかというあたり、若干ちょっと私、気になるんですが、この辺りもどうですか、小林構成員、若干整理していただいたほうがいい気もしたんですが。

【小林構成員】 すみません。私も異存なくて、まさにそのところ、グラフ上読み取り難い部分があるなというふうに思いましたので、もし数字をいただけるのであれば、拝見させていただければというふうに思っているところであります。

【鎮目主査】 大変失礼いたしました、お名前間違えまして。

【小林構成員】 とんでもないです。

【鎮目主査】 では、警察庁の中山様、この複数回答があることで、その二重の計上があるのではないかとか、その全体の母数がどうなるのかとか、その辺りについて、若干データを確認していただき、恐縮ですが、先ほどの6月12日までにこの点、事務局のほうに書面で提出していただくということは可能でしょうか。

【警察庁】 はい、今御指摘いただいた件数につきましては、大変、少し読み取りにくいところございましたので、その点につきましては修正をさせていただいて、また、事務局宛てに6月12日までに提出させていただくように対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【鎮目主査】 それから、小林構成員の2点目の御質問の、そもそも保存されていないものの割合が、これは県警への調査で出せるかもという、そういう御回答だったと理解していますが、これはいかがですか。多少やはり時間かかってしまいますかね。

【警察庁】 この保存していないものにつきましても、併せて確認をして、数値のほうをお出しさせていただければと考えております。

【鎮目主査】 分かりました。

それでは、若干時間が押していますが、森構成員から御質問があるということですので。

【森構成員】 すみません。ありがとうございます。ごく簡単に。

【鎮目主査】 簡潔にお願いできればと思います。すみません。

【森構成員】 ありがとうございます。私も皆さんと同じことで、特にその総数が少ないじゃないかという、梅本弁護士の御意見、全くごもっともだと思いますので、そこがちょっと分かるようにしていただきたいということと、あと3ページ目の図なんですけれども、これ要は、多分その重複みたいなことを入れていただいても、結局その左の円グラフも右の円グラフも100%になっていますので、それは多分、実数を入れてから合計をやり直して、合計は多分630じゃなくて700とか800になっていて、それで割合だけ書いていただいていると思うんですけれども、そうだと、何か本当に重複があるのかどうかとか、どうなっているのかとか分からないので、実数もちょっと括弧書きで入れていただければ、複数回答状況とか、より分かるようになりますので、実数を消さずに残していただくようお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【警察庁】 御指摘ありがとうございます。数をしっかり明記させていただきたいと考

えておりますので、よろしくお願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。

【鎮目主査】 森構成員、ありがとうございます。それでは、中山様、いろいろこちらから注文つける形になりましたが、恐縮ですが御対応のほどよろしくお願いいたします。

では、警察庁様への御報告と質疑ということは、これで以上とさせていただきます。中山様、お忙しい中ありがとうございました。

【警察庁】 ありがとうございました。

【鎮目主査】 それでは、後半パートに入らせていただきます。

発信者情報開示請求を担当している弁護士さんから御報告をいただいて、その後、質疑応答という形にさせていただきます。

まずは、Field-R法律事務所の高橋駿弁護士より、御報告をお願いいたします。

【高橋参考人】 お世話になっております、弁護士の高橋と申します。本日はよろしくお願いいたします。今、画面投影させていただいております。本日は改めまして貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

簡単にだけ自己紹介をさせていただきます。私、Field-R法律事務所です。弁護士をしています。普段は、スポーツ団体やアスリートからの御依頼を受けることが多いです。いわゆるスポーツ法務の案件に対応することが多いです。皆さん御存じだとは思いますが、数年前くらいから特に、アスリートへの誹謗中傷といった問題が社会問題となっており、その関係で、誹謗中傷の相談をかなり多く受任しています。ですので、いわゆる発信者情報開示手続の対応は多く対応しております。

また、昨年にはCOASという、アスリートの誹謗中傷に取り組む団体を立ち上げて、無料の法律相談窓口を設置するなどの活動もさせていただいているところです。

少し話が逸れてしまいましたが、先ほど、誹謗中傷の内容に踏み込んだ、いわゆるスポーツ基本法の改正案について、衆議院の文部科学委員会で全会一致で可決されたというニュースが出ましたが、この問題、引き続きしっかり対応していかなきゃいけないなと思っています。

今回、ログ保存期間のお話をさせていただくんですけれども、誹謗中傷案件に対応するに際して、実務的な観点でいくと、この期間というのはとても重要になってきます。その辺りを、時系列等も含めて、皆さんに御理解いただければ幸いです。本日、説明のほうさせていただきます。

先ほどの説明の繰り返しにはなってしまいますのですけれども、アスリート、著名人を中心とした誹謗中傷案件に対応しておりますと、こういった相談が来るかといいますと、やはり、大手のSNS事業者の展開するプラットフォームにおける誹謗中傷の依頼が多いというところがございます。

また、アスリートや著名人の方々は氏名や住所等、特に住所ですね、住所が明らかになってしまうとそこにファンが押しかけてしまうという話もあるので、各申立てにおいては、いわゆる秘匿制度というのを利用することが多いというところがございます。

案件対応において最も悩ましいところとしましては、皆さん、被害相談の決断までに時間がかかるということが多い点です。ここが、後ほど説明するログ保存期間との関係でかなりシビアになってきます。ですので、アスリートの方と話すときには、投稿での被害を受けてからとにかく早めに相談をしてくださいというお話をしているというところです。

とはいえ、実際、多くの案件で、少し時間がたってから、例えば、投稿から1か月、2か月とか経過してから、「悩んでたんですけども思い切って相談しに来ました」っておっしゃられてくる方々もいらっしゃるんですけども、そうすると結局、ログ保存期間等の関係で、成功率がかなり低いのではないかと、なかなか難しいのではないかと、そういう話をせざるを得ないという案件も多いというところは御理解いただきたいなと思っている部分でございます。

また、今回、警察庁の方々もいらっしゃっていますが、いわゆるこの誹謗中傷問題というのは、侮辱罪や名誉毀損罪に該当するような投稿もあるというところで、刑事事件として対応することも多いとです。

ただ、ポイントとしては、いわゆるこの発信者情報開示手続等を使って犯人を特定してから、警察の方に告訴等の手続を進めていくということが多いので、ログ保存期間になんとか間に合って無事特定できたものに関して、刑事事件化を進行していくことが多いということになっております。なので、この刑事事件との文脈においても、ログ保存期間というものがとても大事になってくるというところも御理解いただきたいなと思っております。

少し細かい図ではありますが、こちらのスライドで説明させていただきたいと思います。ログ保存期間の話をする前提として、投稿者、いわゆる誹謗中傷等の投稿を行った者を特定するための流れの一例ですけれども、簡単に説明させていただきたいと思います。弁護士の方々もいらっしゃっており、当然既知の情報も含まれているとは思いますが、御容赦いただければと思います。

一応ですけども、こちら手法はいろいろございますので、あくまでこれを一例と御理解ください。提供命令を前提とした制度というのは、戦略的に使わないということもありますので、今回、別途2つの申立てを行うという形での対応をした場合を前提に説明をさせていただきます。

大きく分けますと、上のコンテンツプロバイダ、CPに対するものと、アクセスプロバイダ、APに対するものという、2つのレイヤに分かれて申立てを行うということが基本的な流れになっております。ここで、CPはもう皆さん、当然に共通言語として使われていると思いますけど、いわゆるSNS事業者等を指していると御理解ください。

まず、こちらのCPに対して発信者情報開示仮処分命令の申立てを行います。その後、裁判所において開示認容の決定が出た場合、IPアドレスが開示されるという流れになります。①で申し立てて②で開示されるという話です。そのIPアドレスの情報を使って、投稿にかかる通信を媒介したアクセスプロバイダ、インターネットサービスプロバイダとも言ったりしますけれども、これを特定するという③を行います。

この特定をした後に、アクセスプロバイダが投稿者の契約者情報等を保有しているというところがございますので、この情報のログ保存期間が切れる前までにログ保存請求を行い、ログを保存してくださいと④でお願いして、分かりました、保存しておきますという回答が出るという流れになります。そこに間に合わせないと、⑤の手続を踏んだとしても、ログ保存期間はもう過ぎており、情報がないということになってしまいかねないので、とにかく④にどれだけ早く至れるかというところが大事になってくるという話になっております。

ログが保存できましたとなれば、そこに対して、⑤の発信者情報開示命令申立を行い、これも認容されれば、⑥にて住所・氏名等が開示される。これによって発信者が特定できるという流れになっています。

先ほど、警察庁さんの発表でも少し質問等のやり取りありましたけれども、このログに関しては、大きく、2種類といいますか2つのレイヤがあると理解してしまっていて、いわゆるCPが持っているログというところとAPが持っているログと、それぞれあると思っております。

なので、それぞれ①の発信者情報開示仮処分命令申立の段階でCPがログを持っているか、④のログ保存請求ないし、⑤の発信者情報開示命令申立の段階でAPが当該ログを持っているかという2つのログの問題があって、それぞれもう既にログが切れていますという話に

なってしまうと、この手続は進行がそもそも難しくなる可能性が高いといった話になってくると思います。ですので、いずれも期間内に動かなければいけないという話になりますから、時限性がある手続になってくるところになっています。

それでは、もちろんこれは仮想の一例というものですが、実際の案件に近い形にはなるんですけれども、こういったタイムラインで案件を対応しているのかという例を紹介させていただきたいなと思います。

こちらのケースですが、アクセスプロバイダ、APのログ保存期間が90日、およそ3か月だったケースです。ログ保存の期間内に何とかこのログ保存請求を打って、ログを保存してもらえた案件ということになります。

どれくらいのスケジュール感で進めたかというところですが、投稿日が4月1日で申立てが4月15日なので、投稿日、当該誹謗中傷投稿が行われた日から2週間程度以内に申立てを完了したケースで、この90日という期間だとギリギリになったというところになっています。

2週間もあれば申立てなんて簡単だろうと思う方もいるかもしれませんが、そもそもこれは投稿からなので、実際に相談に来るまでまた、日数があるという話なので、かなり短い期間でこの申立てを行わないと、そもそも期限切れという憂き目に遭ってしまう、そういったところがあるということがお分かりいただけるかなと思っています。

もう少し詳しく説明させていただきます。4月1日に誹謗中傷投稿が投稿されました。この件では、被害から2日後に相談がございました。相談を受けて、やはり特定したいということでしたので、すぐに申立てに移行するという話になりまして、およそ10日間程度で申立書を完成させて、クライアントチェックをして、申立てに至るところで、なので相談から10日程度で申立てを行うというような流れになっております。ここで何とか2週間以内に申立てを行うということができるといった話です。

この申立てを行った後のスケジュール感ですが、おおむね期日の指定というのは1か月後ぐらいにされることが、現時点では多いかなと理解しております。そうすると、4月15日に申し立てた場合は、初回期日が5月15日になるわけです。90日というところを念頭に置くと、もうこの時点で45日程度たっているので、残り半分のタイムラインという話になります。

この、初回期日でスムーズに開示を認容しますという心証を裁判官にお示しただけただけの場合には、決定を出していただける形になりますけれども、まず、この手続は仮処分です

ので、期日後に担保告知というものを受けます。なので、担保金を入れた後にこの開示決定が実際に出るという流れになっています。ここで、少しテクニカルな部分なんですけれども、開示決定が出たというところで、ああ、よかったというところで、ただ待機しているという話になってしまうと、この期限に間に合わないリスクが結構出てくるんですね。というのは、決定が出てから任意での開示をなかなかしてくれない事業者も結構いるというのが実際あるところなんです。

ですので、開示決定が出た後には、実務上は、いわゆる間接強制を速やかに申し立てて、早く開示してくださいということを促していくことも多いと理解しております。なので、別途また、間接強制申立の書類一式を準備してこれを行わなければいけないという話になっていまして、これがスムーズに進んだとして、5月末までに間接強制申立ができたという場合で、このスケジュールとなっています。この時点で60日たっているんで、残り期間はあと30日という話になっています。

「開示決定が出ました。早く出してください」という間接強制を申し立てました。その後、実際にCPからIPアドレスが出てくるのはどれくらいなのかというところなんですけれども、案件によって結構ばらつきがありまして、いつ開示されるかは正直不明と言わざるを得ない状況です。なので、ここに「間接強制申立から1～3週間後」と書いてあるんですけども、1週間程度で開示される場合もあれば、3週間程度かかってしまったという案件もございまして、これ、3週間とか時間がたってしまうと、なかなか残りの期間が本当に、もう間に合わないみたいな話になったりすることもあるんです。なので、なるべく早く出してくれというのは、向こうの事業者の代理人にはよく伝えるところではあるのですが、ここがかなり不透明というのが、実務上は実態というところになっています。

このスケジュールは2週間で開示されたというところで作成しているんですけど、5月末申し立てて、そこから2週間、6月中旬ですね、例えば14日にIPアドレスが開示されたとします。そうしますと、そのIPアドレスを基にアクセスプロバイダをWhoisを使って特定して、そこに対して、今度はログ保存請求等をつけるという流れになります。

このログ保存請求ですが、書類を作成してログ保存してくださいとお願いしたりする、もしくは、ログ保存請求には応じてくれない事業者さんもあるので、その場合には裁判上の手続を取ることもあるんですけども、それを完了してAPにログを実際に保存してもらったところまでについて、90日が保存期間だった場合には、90日以内にここが間に合わないと、これはもう時間切れで、ログがもう残っていません、これ以上進行できませんと、そうい

った話になってしまうというところです。

ちょっと込み入った話をしてしまっただけで申し訳ないんですけども、こういった幾つかの段階を経て、無事ログ保存が完了しましたとなれば、ここから、⑤の発信者情報開示命令申立を行って、氏名・住所等の開示を求める、そういった流れが進行できるというところになっております。

かなりバタバタするところと、時間がすごく限られている、手続に時限性があるというところは御理解いただけたのではないかなと思っております。この辺を、実際に誹謗中傷に苦しんで、悩んで来る依頼者に説明するのも結構難しかったりするところではあり、ひとつ悩みどころではあるかなと思っています。

次のスライドに移らせていただきますが、ここに、ログ保存期間の短さによる影響等と書いておりますけれども、いわゆる90日等であると、先ほど説明したようなスケジュール感で対応せざるを得なくなるというところがあるので、かなり難しいといえますか、時限性がシビアになってくると理解しております。

ですので、迅速な対応の必要性和書いておりますけれども、このいわゆる誹謗中傷、発信者情報開示等の案件をするに当たっては、とにかく早く対応しなければならないというところが重要になってくると理解しております。ただ、被害に悩まれている方は、こういった情報は知らない方も多いので、泣き寝入りというようなことになってしまう事例も少なくはないというのが現状かなと思っております。

また、幾つかポイントあると思いますけれども、実際、弁護士に相談するというところに関しては心理的なハードルもそれなりにある方々結構いらっしゃいますので、ちょっと悩みたいとか考えたいと言っている間に、このログ保存期間が切れてしまうようなことが実際に多く発生してしまっていて、私も、少し考えさせてくださいとか、やっぱりやりたいですと言われてからやってみたけれども、このログ保存がやっぱり切れてしまっただけで間に合いませんでした、今回は残念でしたという案件がかなり多いと聞いています。それなりの件数が実際にはあるということになっております。

もう一つ、結果の不確実性というところが、この件の難しいところの2つ目のポイントかなと思っております。先ほど説明したものは、アクセスプロバイダのログ保存期間90日だった場合のスケジュール感という話なんですけれども、当初、CPに対して申立てを行うときには、アクセスプロバイダがどこかというのは分からないわけなんです。蓋を開いてみないと分からない。ですので、やってみないと分からないという、結果の不確実性があ

るかなと思っております。ですから、例えば、90日ではなくて、もう少しその期間が短いところも事業者さんによってはあると理解しておりますし、逆に、かなり長く、1年とか1年6か月とか、そういったところを設定しているところもあると理解しております。

そうになってしまう以上は、全体のスケジュール感等も蓋を開けてみないと分からないという話になってしまうので、ログ保存期間が短いアクセスプロバイダ、長いアクセスプロバイダ、バラバラであるというところもあるんですけども、それゆえに、この運がいい、悪いという表現はあまり使いたくはないんですけども、クライアントには、そういった表現をやむなく使うということも正直あるというのが実態です。結果も不確実ですし、予測がかなりできないというのが、すごく難しい問題になっていて、これはまさに、ログ保存期間のある種、不統一性や短さに起因する問題かとは思っております。

もう一つ、補足をさせていただきたいんですけども、ログ保存期間以外の要因で特定できないケースも、それなりに一定程度あるというところは理解いただきたいなと思っております。例えば、ネットカフェ等からの投稿が行われて、いわゆるフリーWi-Fi的なものを使った場合、この場合、個人の特定に至れませんといったケースもあるのですが、そういったケースがあったりします。これは、ログ保存期間が間に合って、アクセスプロバイダから情報が出てきたにもかかわらず、特定に至らないケースもあるという話です。

また、下のところもそうですね、1つのIPアドレスを複数ユーザーで使用していたりすると、誰が実際にそれを行ったのかが分からないといったケースもあるところなんです。そうになってしまうと、ただでさえ、ログ保存が期間の限定があって、間に合うか間に合わないか分からない、不確実性が高い全体の流れの中で、ログ保存間に合ったとしても、さらに幾つかの、技術的なハードルがあったりするという話なので、成功率というところでいくと、どんどんシビアな結果になってしまうこともあると。

これは本当にケース・バイ・ケースなので、どれくらいの成功率になるかというのは案件ごとなんですけれども、それほど高くないこともあるというふうには理解していただきたいなと思っております。逆に言うと、こういった不確実性が高い全体の流れの中で、ログ保存期間さえ、もう少し長ければ、特定ができたのではないかというような事例、案件も多いということは言えるのかなと思っております。

最後に、ちょっと結論として、書かせていただいたんですけども、ログ保存期間が少しでも長ければ投稿者、今回、刑事事件を念頭に入れて犯人という表現を使わせてもらっていますけれども、この特定に至れるケースは増加するのではないかというところと言える

と考えております。警察庁さんからの発表にもありましたけれども、市場の健全性の確保という観点からしましても、いわゆるこのログ保存期間というのは、もう少し長くしていただくと、被害者の泣き寝入りだったりとか、技術的に特定できませんみたいな話が減っていったって、もう少し健全な市場というのが形成されていくのではないかなと思っております。駆け足になってしまったんですけど、一旦、私からの発表、以上とさせていただきます。

【鎮目主査】 高橋様、大変分かりやすい丁寧な御説明ありがとうございました。

続いて、山崎法律事務所の長瀬貴志弁護士より御報告をいただいて、その後まとめて質疑応答の時間を取るということにさせていただければと思います。

それでは、長瀬様、よろしくお願いいたします。

【長瀬参考人】 長瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鎮目主査】 よろしくお願ひします。

【長瀬参考人】 まず、自己紹介から簡単にさせていただきます。石川県の金沢市で弁護士をしております、山崎法律事務所の長瀬といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

もともと私、総務省の今まさにこれを担当している部署、昔の消費者行政課というところに2年間在籍しておりまして、その関係で今回話を頂戴したというようなところでございます。

今日は、一弁護士として実際に担当しました発信者情報開示請求というところで、ログ保存期間が経過しましたというところで開示請求が不奏功になってしまったというような案件について、御報告させていただければなということでございます。

事案の概要でございますけれども、依頼主でございますが、石川県内の個人事業主、医療関係者でございます。長年、地域密着の形で歯科医というような医療関係者でございますけれど、インターネットを使って新規顧客の開拓にも力を入れているというようなところで、ちょこちょこやっぱり、自分がどういう評価をされているのかですとか、そういったところも結構気にしながら事業展開をしているというような方でございました。

発信者ですけれども、内容から恐らくですが患者さんなんだろうなというような形で思われるものなんですけど、その方はYさんですが、口コミサイトにXの名誉を毀損するような事実を掲載したと、投稿したというようなところでございます。

時系列でございます。去年の1月から始まった案件でございます、1月13日に書き込

みがなされたというところです。

ただ、その後、うちの事務所のところに相談は来ているところなんですけれども、ちょっと具体的な書き込みの時期が分からないようなものではございましたというところです。1月下旬頃にXが、書き込みがあるのを発見して、その後、うちの事務所に連絡があって2月1日に相談というような形でございます。

その後、資料収集、書面準備というような形で書かせていただきまして、19日に委任契約締結、委任状取得というところで、23日に申立てと。令和3年改正後の、私のほうはそっちのほうを使っております。2月1日から23日までちょっと時間かかり過ぎてると、私もこの資料を見ながら、当時のことを振り返りながら思っていたんですけど、どうしても委任契約の締結ですとか委任状の取得というところに郵便を使うというところで、時間がかかったというところで、また、医療に関係するところでもございましたので、そういったところで、私自身もXさんに話を聞きながら、また、ちょっと詳しいの報告書を書かないと分からないかなというような内容でもありましたので、そういったところで書面準備に通常よりもちょっと時間がかかったというような案件でございました。

23日に郵送にて東京地裁のほうですけど、申立てをいたしました。その後ですけども、東京地裁のほうから形式面での補正というようなところをちょっと指摘されて、これもまた、郵送で対応したというようなところでもございます。形式面の補正というところに若干、郵券ですとか収入印紙が足りなかったですとか、折り返しの封筒を入れ忘れたとか、そういったところではございました。

3月1日に裁判所受付で、その後6日でございますけど、裁判官より追加の資料の提出の指示があって、これもまた、郵送で提出をさせていただいたというところです。それで、その2日後に提供命令が発令されたというところでもございます。

その後、3月26日ですけども、実際に書き込みをされたプラットフォーム事業者の代理人弁護士からですが連絡がありまして、そこでメールアドレスの交換とかをさせていただきました。

それで、翌27日ですけども、問題となった書き込みのURLですが、不正確なのでもうちょっと正確なものにしてくださいというような形の連絡がありまして、速やかに訂正の申立書を、これも郵送で提出させていただいたというようなところでもございます。

その後、4月9日ですけども、Z1、ロコミサイト、事業者ですが、そちらのほうから、開示関係役務の提供者、Z2に関する情報の提供がございました。その後、依頼主に、こう

いう話がありましたというところで連絡をしまして、再度委任状を取得して書面準備というようになっているところになっています。

実際に委任状を取得したのは、これもまた、郵便でやらざるを得なかったというところなんです。それで17日にやっとで取得できて、19日にZ2に対しての発信者情報開示命令・消去禁止命令の申立てを郵送でいたしました。

その後、裁判所のほうからまた、若干訂正してくださいという話がありまして、これもまた郵送というような話がございまして、郵送にて対応いたしました。実際にZ1からZ2に対してですけれども、4月26日にIPアドレス等の提供があったという形で聞いてはおりません。

その後ですけれども、5月9日に入りまして、Z2から答弁書の提出がありまして、保存期間90日ですというのがまず一つと、実際に提供のあった4月26日の1週間前、その時点でもう保存期間90日が過ぎていきますので、もうございませんというような話があって、裁判所のほうから、取り下げますかというような話がございまして、すみません、ちょっと取り下げの時期が大分ずれていますけれども、提出するのを失念しておりまして、7月11日に取り下げをしたというような、ざっくりと時系列といたしましてはこういう形でございます。

約2か月、3か月ですけれども、この事件、関与しておりまして思ったところを述べさせていただきます。

発信者情報開示請求ということになりましたら、どうしても東京地裁が多いという話になりますので、地方の弁護士はこれ、郵送での書面のやり取りをしないといけないと。もちろん、郵便局のレターパックを使いますので、速達に近いような形でのやり取りという形にはなるんですけど、それでもやっぱり1日、2日はどうしてもかかってしまうというようないろんなところがあったりとかはします。

今後ですけれども、弁護士による電子提出という形が認められれば、この点は解消されるのかなというふうな形では思うところではありますけれども、じゃあ、弁護士以外の者の申立てと、あまりないかもしれませんが、理屈の上ではございますけれども、電子提出は別に義務化されているわけではございません。となると、やっぱり書面ですとか郵送ですとか、そういったところの提出が考えられる。そういった細かな積み重ねによってログの保存期間が経過するというのがやっぱり出てくるというのは、これ否定できないところかなと思うところでございます。

次でございますけれども、ログは短ければ短いほど、着手時点がどのタイミングかによって結果が大きな差が出ると。先ほど高橋先生もおっしゃっていただきましたけれども、本当に、運が悪いですねというような話にもちょっとなりかねないような話も当然出てくるというところではございます。

保存期間の話ですけど、不必要に長期間保存するというようなところに関しましては、当然通信の秘密ですとかといったところの話がございますので、不必要に長期間保存する必要はないかなと思うところですけども、書き込みも、すぐに被害者が書き込みを発見するとは限らないというようなところは、これは往々にしてあるところではございますので、そういったところの現状を踏まえますと、今の事業者の保存期間ではちょっと短いかなと肌感覚としては感じるところでございます。

次でございますけれども、発信者情報開示請求に関しまして、CP、APの事務負担量がかなり大きいというようなところは直接、間接に聞いているところでございます。そうなりますと、ログの保存期間が短いと、CP、APにおいて手が回らずに、最終的に保存期間を経過する可能性が高まるというようなところはあり得る話なのかなというふうに思うところです。また、CP、APによって保存期間がまちまちだと、開示の有無に関しまして、請求者と関係ない事情によって結果が左右されてしまいかねないというところではございます。

最後でございますけれども、一弁護士としてはですが、ログの保存につきましては、現状よりも少しでも長い期間保存していただきたいなというところが正直思うところではございます。ただし、というところで先ほども申し上げましたけれども、不必要に長期という形になりますと当然漏洩のリスクが高まりますので、この点のバランスが重要なかなと思料しているところがございます。

以上、雑駁ではございますけれども、具体事案を踏まえて、雑感もちょっと述べさせていただきました。

あと、御質問あるかもしれませんが、ちょっと個別の案件に関わるところでございますので、すみません、ちょっと奥歯に物が挟まったような回答になるかもしれませんが、その点はちょっと御容赦いただければなと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

【鎮目主査】 長瀬様、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入ります。高橋弁護士、長瀬弁護士の各御報告に対し、御質問等ございますでしょうか。御質問のある方は、先ほど同様、チャット欄に発言したい旨を書

き込んでいただければ幸いです。

森構成員、よろしくお願いいたします。

【森構成員】 森です。高橋先生、長瀬先生、御説明ありがとうございました。状況がよく分かりました。

私、実務に疎くて、弁護士なのに申し訳ないんですけども、長瀬先生に1点お尋ねしたいんですが、タイムラインで、提供命令の発令が3月8日で、Z1からZ2へのIPアドレス等提供が4月26日になっているんですけど、これってそういうものなんでしょうか。何か提供命令って、その制度的にはこの、ログがなくなっちゃう問題にある程度対応するものであったかと思しますので、この提供命令発令からZ1、Z2のところが時間かかっちゃうと、あまりその提供命令の意味がないなという感じがするんですけども、この期間の間隔について教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【長瀬参考人】 発信した側からCP、APのやり取りがどういう形で行われるかというのは、直接そのことが見えるわけではございませんので、どういう時間の経過でこういう形になっているかというようなことに関して、何かすぐこういう形でやらなければいけないというようなことは、すみません、ちょっと私もそんなに詳しいところでございませんので、申し訳ございません、ここの点に関しましては、ちょっと私のほうからは分からないというようなところ です。

ただ、流れといたしまして、こちらのほうからのZ2に対しての発信者情報開示命令ですとか消去禁止命令申立てというようなことがなされた後での提供という形のようなので、その点につきましては、こんなものなのかなと思いつつ、_というような形ではちょっと考えていたんですけども、すみません、この点に関しましてはもしかしたら梅本先生とかのほうがお詳しいかなというふうに思います。申し訳ございません。

以上でございます。

【森構成員】 ありがとうございます。そうですね。ちょっと消去禁止命令のこともあるかなと思いますので、実務に詳しい構成員の先生方にお任せしたいと思います。ありがとうございました。

【鎮目主査】 ありがとうございます。それでは、続きまして、小林構成員から御質問ということですので、よろしくお願いします。

【小林構成員】 本日、お忙しい中御説明いただきまして、誠にありがとうございます。

私から、高橋先生のほうに2、3点お伺いできればと思っておりますけれども、まず、

1 点目が、こちらお話をお伺いしまして、時系列的なところを考えてもAPのほう、そちらの保存期間というのがよりシビアになりがちなのかなというふうに理解するところですが、御経験上、CP段階で既に削除されてしまっていたといったようなことはおありでしたでしょうか。また、あるとしてどのぐらい、そういったケースってあるのでしょうかといったところをまず、1 点目お伺いできればと思います。

続いて2 点目なんですけれども、スライド資料の4 ページ目かと思いますが、タイムラインを載せていただいていたかと思います。こちら、このタイムラインはどういった手続を選択された場合のタイムラインなのかというところ、私の聞き漏らしでしたら大変恐縮ですけれども、念のためお伺いできればと思いました。長瀬先生の御説明されていた手続とはまた、少し違う手続を選択されている場合なのかなというふうにちょっと思ったものですから、その辺り、お伺いできればと思います。

そして3 点目なんですけれども、5 ページ目ですか、まとめのページだったかと思いますが、泣き寝入り事案が多発しているんだということで記載いただいております。保存期間の経過、これは難しいかなというところを見越してそもそも提起を諦めるといったケースも、実務上存在するのだというふうに思っておりますが、先生のほうで御相談対応された案件の中で、内容的にはいけそうなんだけれども、そもそもちょっと期間が難しそうなので提起すること自体諦めてしまった、といったものがあれば、どのぐらいの割合でそういったものがあるのかといったところをお伺いできればと思いました。よろしくお願いいたします。

【高橋参考人】 小林先生、ありがとうございます。1 点目から順番に回答のほうさせていただきます。

まず、1 点目の保存期間、APとCPそれぞれあり、どちらも問題になり得るところで、まさにおっしゃるとおりで、基本的にはやはりCPの手続が先行して、IPアドレスを特定してAPへ行くという流れになる以上は、後半のAPの保存期間のほうが生ビアになってくるというのはまず、おっしゃるとおりかなと思っています。

一方で、じゃあCPのほうで情報がありませんという事案があったのかという話でいけば、経験上は「ある」という回答になります。ただ、すごい件数が多いかといいますと、少なくとも私、結構、依頼者には、こういう件があったらすぐに相談してほしいと言っているのです、少なくともCPの申立ては早くできることが多いため、そこまで数は多くないんですけれども、これは具体的にそのCPがどういう事業者かにもよるんだと思うんですが、例え

ば当該投稿したアカウントが削除されていたりすると、CPのログの保存期間が短くなるといったような事例があるようで、実際にそういった事情があつて特定の投稿に関してはもうCP段階で情報が不保有だったという話で、そのアカウントに関してはそもそもIPアドレスがわからず2段階目に行けないということがありました。開示の認容するに値する投稿内容だったけれども、情報がありませんということで空振りになってしまったというのは、あるということになっています。今のが1点目です。

2つ目の質問、私が資料で投影させていただいたタイムラインの資料はどういった手続を前提にしているのかというところなんですけども、ここは、私もちょっと説明が拙くて恐縮なんですけれども、発信者特定までの流れというスライドを表示させていただいておりました、ここのスライドはいわゆる2つの段階でそれぞれ別の申立てを使うという前提でやっているものになります。

いろんな手法がある中で、長瀬先生が使ったもの、提供命令を前提とした手続を今回使っていない例です。これは、いろんな意見があるところだったり、いろんな戦略がある部分ではあるんですけれども、少なくとも私がよく対応するCPとの関係では、この対応がベターであろうという理解で、こちらの対応を行っている弁護士が多いと理解しております。

要は、提供命令に対してどれくらいちゃんと対応してもらえるかというのは、実は事業者ごとにかなり差があるところですし、そういったところから、やむを得ずこういった、旧制度って言い方しますけれども、もう使わざるを得ない部分があるのかなと理解しております。なので、それを前提に行った場合のタイムラインというふうなものが回答になるかなと思います。

最後、3つ目の部分、説明させていただきます。泣き寝入り事案が実際多発しているというような、スライドに書かせていただきましたけれども、そもそも、どれくらい諦めてしまって、そもそも申立て自体を諦める事案、どれくらいあるのかという話ですが、これに関しては、極めて多いというところが回答になるのかなと思ってしまして、やっぱりそもそも、自分が嫌なこと言われたり誹謗中傷的な投稿されたときって、じゃあそれを弁護士に相談しようというところにかなりステップがあると思っています。

それを踏み切るまでに、やっぱり被害者の皆さん、とても時間がかかるというところがあるんで、相談しに来たときにはやっぱりもう投稿から1か月たっていましたとか、中にはもう半年前の投稿とかを言われて、やっぱりすごい悩んだけどどうしてこれは許せないって言うてくる方もいるんです。そうなってくると、ちょっとなかなか間に合わない

い可能性が高くて、別にやるだけやってみてもいいと、要は、APのそのログの保存期間というのは、物によってはすごく長いものもあるわけですね。これはやってみなきゃ分からないので、もしかしたらいけるかもしれないけれども、短い可能性もそれなりに高いので、間に合わない可能性も高いですよという説明をしっかりとるわけです。

要は、実際にやってみただけ駄目でしたという形で、弁護士費用だけが発生してしまって赤字になる。ただでさえ誹謗中傷で苦しんでいるのに、お金も払わなきゃいけないという結論になるのは、弁護士としてなかなか是認できない部分もあるので、ちょっとそのリスクはかなり慎重に説明するようにしています。そこを説明するとやっぱり、今回は申立ては控えますという、諦めます、とてもつらいですがという話になることが多いというところにはなっているかなと思います。

なので、すみません、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、ログ保存期間を前提に考えたときに、申立て自体を諦めるという決断に至る案件はかなり多いというのが回答になります。

以上です。

【小林構成員】 大変丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。実務上様々考慮されるところがあるというところで理解いたしましたし、タイムラインに関しましても、複数ある中、戦略的に取らざるを得ないものもあつたりというところで、具体的にといいますか、1個のケースとして挙げていただいたというところで理解をいたしました。どうもありがとうございます。

【鎮目主査】 ありがとうございます。チャットでいただいている御質問は以上ということになるのですが、ちょっとすみません、司会者ですが、1点だけ。先ほどの小林構成員からの、泣き寝入り事案の多発という点についての質疑があつたかと思いますが、高橋弁護士が担当されているのが、最初にスポーツの選手であつたり著名人であるケースが多いというお話を伺いまして、そうすると、そういう方の場合には事務所にマネジメントを依頼しているケースであつたり、何かある程度、本人あるいは周囲に、こういう発信者情報開示とかに関するリテラシーとかあるいは資金力というものがあるのかなという印象があるんですけど、誹謗中傷は確かに著名人の方とか多いんですが、そうじゃない、いわゆる一般の人がそういう事件に巻き込まれるケースというのものもあるかと思うんですけど、そういった方だと、より一層、弁護士さんに相談してみるかという、その最初の段階で相当ハードルが高いような印象があるんですけど、高橋弁護士、あるいは長瀬弁護士の肌

感覚として、そもそもうちに来たときにはちょっと遅過ぎて対応できないというような、そういう一般の方の泣き寝入り事案というのがどの程度あるのかということについて、もし両先生、何か御示唆いただける点があれば、よろしくお願いします。

【高橋参考人】 では、高橋のほうから回答させていただきたいと思います。とてもクリティカルな指摘だと思っていて、まさにおっしゃるとおりの問題でございまして、ざっくばらんに申し上げますと、一般の方からもちろん御依頼いただくこともあるんですけども、相当な確率で間に合わないのが、ちょっと受任、事件化しないほうがいいのではないかという説明をして、ある種、受任を控える、ないし申立ての決断には至らないという案件が多いです。

それはまさにおっしゃったとおり、そもそもリテラシーが、ログ保存の期間の話もそうなんですけども、そもそもどういった手続で、よくあるのが、投稿がもう消されちゃいました、でも、スクショしたので大丈夫です、お願いしますって相談がよく来るんですけども、そのスクショがもう日付もURLも分からないみたいなもので、もう消されちゃっているとかという話になるとそもそも、証拠がそろっていないという話になったりします。そういうレベルの、正直、一般の方々の依頼ってすごく多かったです、それはもうまさにログ保存の手前として、当該投稿自体がもう消されてしまっているという話だったりするんですけども、一般の方だとより一層、悲観的なところで泣き寝入り事案が多いというのは、本当おっしゃるとおりかなと思います。実際、実務的にもそういった傾向あるかなと思います。

【鎮目主査】 ありがとうございます。長瀬先生、もしよろしければ。

【長瀬参考人】 ありがとうございます。泣き寝入りの話でございますけれども、肌感覚とすれば、むしろそっちのほうが基本的なのかなというのが、肌感覚としてはございます。先ほど高橋先生もおっしゃられたみたいに、やっぱり期間というところを我々一番最初に見て、これでいける、いけないというようなところを見たりとかしますし、あと、一つの口コミサイトの中で、1年前、6か月前、3か月前、最近の発言みたいなところがあったりとかするんですが、昔の発言を見てたら確かに名誉毀損だけれども、直近のこの3か月以内のものはちょっと名誉毀損じゃないよね、ですとか、そういった感じでなされていて、結局泣き寝入りみたいな、そういった形で一部は何か対象にはなりそうなんだけれども、過去のものは難しいですとか、そういったケースも結構あったりとかもいたします。

もちろん、昔から全部、全て名誉毀損、1年前名誉毀損、6か月前名誉棄損、3か月前

で現在のものも名誉毀損というような形になりましたら、その直近のものを取り上げましてやるというようなものがございますけど、基本的にはあんまりログの保存期間内のものはないと思います。ちょっと、うちの事務所は本当に地方の普通に一般民事をやっているような事務所でございます、顧客が何か特定の業種に限られているとかそういったことは特にございませんけれども、御自身で見つけてというよりも人から言われて、おまえのことをこういうふうにして書いてあるけど、何これみたいな感じで見つけて、それでこれどうにかしなきゃいけないというような感じで事務所に来られるという方がやっぱり多かったりとかいたしますので、そういった意味でも、直接自分で発見するというよりも人を挟んでいる分、やっぱりまた、一つ時間がかかったりですとか、そういったことがあったりとかするというのが数的には多いかなという気がしております。総じてやはり、肌感覚とすれば、泣き寝入りというのが基本的な場合かなと。例外的に助けられそうなものは助けられるかなというような感じだと御理解いただければなと。

以上でございます。

【鎮目主査】 ありがとうございます。大変実態がよく分かりました。

それでは、もう一点、森構成員から御質問ということで、よろしくお願いします。

【森構成員】 すみません、ありがとうございます。高橋先生にお尋ねしたいんですが、先ほどの提供命令を使わない事情は、それはCPの性質によるのであるみたいなお話もありましたので、ちょっとその点についても御説明をいただければと思います。もちろん事業者名等は結構です。

あと、消去禁止命令とか、そういうログのその後、消えてしまうことに対する、対応する制度もあると思いますので、そういうものがうまく機能してないというような事情もあれば、併せて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【高橋参考人】 ありがとうございます。まず、1点目の部分なんですけれども、少し申し上げにくい部分もあるんですが、提供命令自体に消極的な、しっかりそこに従わないという事業者もいるのかなというふうには理解しておりまして、もしくはすごく遅いとか、そういった話になってくると結局時間勝負なので、こちらに情報が来るのが遅くなってしまうに合わないという事案が発生してしまうリスクが一定程度あるので、提供命令を前提とした制度を使わないという選択を取ることがあると。それは事業者ごとに考えなきゃいけない部分があるというふうには理解しています。

もう一つ、ポイントがあるとする、先ほど申し上げたとおり、時系列表の中に間接強

制を申し立てることが多いんですという説明させていただいたと思うんですけども、提供命令を前提とする場合は仮処分ではないので、もし間接強制しようとした場合には執行文の付与とかをしなきゃいけないという話で、時間がかかるんですけども、仮処分のほうを使うと、もう、すぐに決定が出たら間接強制申立てを速やかに行えるという話でして、やっぱり間接強制までやると開示が促進されるという部分が実務上はあるので、より間接強制を打ちやすい手続として、前者の手続を採用している弁護士が多いというふうに理解しております。今のが1点目です。

2点目の消去禁止命令のところですけども、私も必ず2段階目、つまり、APに対しては消去禁止命令を併せて打つようにしているんですが、いわゆる消去禁止命令と申立てを同時に行う、その前提として、申立書を作るのはやっぱり少し時間がかかるので、とにかく早くログ保存請求を打って、保存しましたという回答を得てから基本的には消去禁止命令も併せて打つので、既にもう保存していますので消去禁止命令は取り下げてくださいという対応になることが多くて、保存しているのであれば消去禁止命令を発令していただく必要もないので、その部分は取り下げで進行していくというケースが多いのかなと思っています。

一方で、ログ保存請求に対して、任意の対応をしていただけない事業者がいるのは事実なので、そういった事業者に対しては消去禁止命令がとても生きてくるので、なるべく早く、消去禁止命令と併せて申立て自体を行って、消去禁止命令をまず出してもらって、ログを消去されないようにしていただいて、審理を進行するという形になるのかなと思っています。

以上です。

【森構成員】 ありがとうございます。大変よく分かりました、クリアになりました。

前半の提供命令の時間かかるというところなんですけれども、それって、APからCPへの連絡が遅れるとか、APからCPへ連絡したもののCPから反応がないとか、そういういろんなパターンがあるんでしょうか、それとも大体決まっているという感じですか。

【高橋参考人】 ちょっと、その部分を実際にどういったやり取りしているのか見えない部分もあるので、少し分からないというのが正直なところです。すみません。

【森構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【鎮目主査】 それでは、以上で御質問は全て、御回答いただいたということになりますので、ではこの辺りで質疑応答をこれで終了とさせていただければと思います。

本日は、警察庁中山様、高橋弁護士、長瀬弁護士、御多忙の中、誠にありがとうございました。

警察庁様におかれましては、すみません、重ねてのお願いということになりますが、書面で回答依頼した件について6月12日までに、事務局に御回答いただきますようお願い申し上げます。

次回の第7回会合は、6月27日金曜日、午後3時より行います。詳細等は事務局より追ってお知らせいたします。

以上で、通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ第6回会合を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上